

規制対象事項チェックリスト

134 粉じん

1. 屋内で岩石または鉱物を動力により裁断し、掘り、または仕上げる箇所、屋内で研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物、若しくは金属を研磨し、もしくははばり取りし、または金属を裁断する箇所においては、[1]局所排気装置を設置、[2]プッシュプル型換気装置を設置、[3]湿潤な状態を保つための措置、のいずれかの措置を講じている。
2. 屋内で研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りをし、または金属を裁断する箇所（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、または金属を裁断する箇所に限る）においては、[1]局所排気装置を設置、[2]湿潤な状態を保つための設備を設置、のいずれかの措置を講じている。
3. 屋内で粉状の鉱石、炭素原料またはこれらを含む物を混合し、混入し、または散布する箇所においては、[1]局所排気装置を設置、[2]プッシュプル型換気装置を設置、[3]湿潤な状態を保つための措置、[4]密閉する設備を設置、のいずれかの措置を講じている。
4. 局所排気装置のフードは、粉じんの発生源ごとに設けられている。
5. 除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられている。
6. 局所排気装置の排出口は、屋外に設けられている（除じん装置を付設したものを除く）。
7. 局所排気装置および除じん装置について、所定の項目について定期自主検査を行い、その結果等を記録し、これを3年間保存している。
8. 粉じん作業を行う者に特別の教育を行っている。
9. 粉じん作業を行う作業場以外の場所への休憩設備を設置している。
10. 粉じん作業を行う作業場等について定期の清掃を行っている。
11. 粉じん則により設ける局所排気装置およびプッシュプル型換気装置並びに除じん装置について、1年以内ごとに1回定期的に定期自主検査を行い、その結果等を記録して、これを3年間保存している。
12. 粉じん則により設ける局所排気装置およびプッシュプル型換気装置並びに除じん装置について、1カ月に1回以上の頻度で自主的な点検を実施している。
13. 法定の定期自主検査および自主的な点検について、それぞれの設備ごとに講習修了者の中から検査・点検責任者を選任している。
14. 屋内作業場で常時粉じん作業が行われているもののうち特定粉じん発生源＝粉じん則別表第二の箇所＝であるものについて、6カ月に1回定期的に作業環境測定を実施し、その結果を評価し、その評価結果を記録し、7年間保存している。